

建設技能者の能力評価制度における申請の手引き

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室
(令和3年11月25日策定)
(令和5年6月14日変更)

(注意) この手引きは、建設技能者の能力評価制度における申請に関する基本的な事項をまとめたものです。建設技能者の能力評価制度における申込手続きの詳細は、能力評価実施団体ごとに能力評価基準と能力評価実施規程が定められていますので、申請時には、必ず各能力評価実施団体のホームページで確認してください。

能力評価実施団体の連絡先及びホームページについては以下のURLよりご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html

1. 能力評価制度の枠組み

(1) 能力評価基準に基づく評価の実施

建設技能者の能力評価制度は、「建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年3月29日、国土交通省告示第460号）」及び「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり実施されます。

- ・能力評価を実施しようとする専門工事業団体等が、職種ごとに能力評価基準を策定する。
- ・国土交通大臣は、専門工事業団体等が策定した能力評価基準を認定する。
- ・能力評価基準を策定した専門工事業団体等（以下「能力評価実施団体」という。）が、認定された能力評価基準に基づき、能力評価を実施する。

(2) 能力評価の項目

建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステムにより客観的に把握できる経験、知識・技能、マネジメント能力を評価することを基本としています。

具体的には、

- ・経験については建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数、
- ・知識・技能については建設キャリアアップシステムに登録された保有資格（講習・研修、表彰を含む。以下同じ。）、
- ・マネジメント能力については建設キャリアアップシステムに蓄積された職長・班長としての就業日数や登録基幹技能者講習などマネジメント能力を測る保有資格を評価します。

(3) 能力評価制度による評価結果

能力評価は、レベル1からレベル4までの4段階で行われます。

4段階の目安としては、

- ・レベル1は初級技能者（見習いの技能者）、
- ・レベル2は中堅技能者（一人前の技能者）、
- ・レベル3は職長として現場に従事できる技能者、
- ・レベル4は高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

となります。

2. 能力評価の対象者

能力評価の対象は、建設キャリアアップシステムに技能者登録をしている建設技能者となります^(注)。

(注) 令和3年4月以降に技能者登録を行った建設技能者の方は、能力評価を受けるためには、まず建設キャリアアップシステムの技能者登録(詳細型)を行っていただく必要があります。ご自身の技能者登録情報を確認^注し、「簡易型」登録である場合には、まず技能者登録「詳細型」を行っていただき、その上で、能力評価の申請を行ってください。令和3年3月までに申請した方は別途技能者登録の手続きを経ることなく、能力評価を行っていただくことができます。

(参考) 技能者登録情報(簡易型又は詳細型)の確認方法

- ① 建設キャリアアップシステムのログイン後に、メニュー画面の「350_変更」から「30_簡略型から詳細型への移行」が出てくれば、『簡易型』で登録されている状態となります。
- ② 『詳細型』へ変更したい場合は、メニュー画面の「350_変更」から「30_簡略型から詳細型への移行」にて『詳細型』への登録変更を行っていただきます。

※1人親方の方も能力評価の対象となります。ただし、1人親方の方が能力評価の申請を行うためには、技能者登録に加えて、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っていただく必要があります。

3. 能力評価の申請者

能力評価を受けようとする建設技能者の方が能力評価実施団体に対して評価の申請を行います。能力評価の申請は、所属事業者等が代行して行うこともできます^注。

(注) 申請者の所属する事業者が能力評価実施団体に加入していない場合でも申請を行うことができます。ただし、申請料金等が異なる場合があるので各能力評価実施団体のホームページをご確認ください。

4. 能力評価の対象となる職種

能力評価を行うためには、申請者の建設キャリアアップシステムの登録職種(大分類コード及び小分類コード)について、能力評価実施団体及び能力評価基準が策定されていることが必要です。

現在、能力評価実施団体及び能力評価基準が策定されている対象職種は「能力評価対象職種一覧」のとおりとなっています。現在、評価の対象となっていないその他の職種についても順次対象を拡充する予定です。

5. 能力評価実施団体

能力評価については、能力評価制度推進協議会のもと、職種ごとの能力評価実施団体(委託による実施を含む。)において個別に申請を受け付けて評価を実施しています。

能力評価の申請は、直接、各能力評価実施団体に対して申込みを行っていただきます^注。

評価対象となる職種ごとの能力評価実施団体については「能力評価実施団体一覧」で確認してください。

(注) 申請に必要な料金は能力評価制度推進協議会あてに振り込みを行っていただきますのでご注意

ください。

6. 能力評価基準の基本的な要件

能力評価の実施に当たって評価する項目は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録されている①就業日数、②保有資格、③職長・班長としての経験日数です。

能力評価に必要な具体的な基準は、職種ごとに策定される能力評価基準において定められていますので、該当する能力評価基準を確認してください。

(1) 『就業日数』

建設キャリアアップシステムには就業日数が蓄積されるため、蓄積された就業日数で評価を行います^注。

就業日数の計算の方法について詳しくは「就業日数の換算等について」を参照してください。

(注) 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業日数は、申請する対象職種に対応する職種コード（大分類及び小分類）ごとに評価を行うことが基本となります。申請に当たっては、ご自身の技能者登録情報で建設キャリアアップシステムに蓄積されている就業日数を確認してください。

(参考) 就業日数の確認方法

- ① 建設キャリアアップシステムにログイン後、メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」を選択します。
- ② 技術者情報画面にて、就業日数項目に就業日数が記載されております。

※経過措置として、建設キャリアアップシステムに蓄積されていない就業日数を対象とすることができます。詳しくは「7. 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない経験の評価」を参照してください。

(2) 『保有資格』

資格のほか、講習、研修、表彰など、建設技能者が技能や知識を有していることを確認して評価を行います。

(3) 『職長・班長としての経験日数』

職長・班長としての経験日数とは、建設キャリアアップシステムの施工体制への技能者の登録（作業員名簿の登録）の際に、職長又は班長という「立場」の項目を登録された技能者が蓄積された就業日数を指します^注。

職長とは、職長又は職長の直近下位に配置され、複数の班を束ねる者、班長とは、職長以外の者であって、複数の班や技能者を束ねる者をいいます。

(注) 職長や班長としての就業日数は、申請する対象職種に対応する職種コード（大分類及び小分類）ごとに評価を行うことが基本となります。申請に当たってはご自身の技能者登録情報で建設キャリアアップシステムに蓄積されている職長・班長としての就業日数を確認してください。

(参考) 立場別の就業日数の確認方法

- ① 建設キャリアアップシステムのログイン後に、メニュー画面の 310_閲覧から 10_技能者情報を選択します。
- ② 技術者情報画面にて、就業日数項目に「就業日数」が記載されております。
- ③ 就業日数をクリックしますと立場別の「就業日数」が記載されております。

※経過的な措置として、建設キャリアアップシステムに蓄積されていない職長・班長としての就業日数を対象とすることができます。詳しくは「7. 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない経験の評価（経歴証明）」を参照してください。

7. 建設キャリアアップシステムに蓄積されていない経験の評価（経歴証明）

能力評価の対象となる「就業日数」と「職長・班長としての就業日数」については、令和6年3月31日以前の建設キャリアアップシステム利用開始前の経験について、経過的な措置として、所属事業者等による経歴証明により確認された情報を活用することができます。

また、システム利用開始後は、経歴証明で証明される経験に、システムに蓄積された経験を加えて評価を申請することもできます^注。

経歴証明に関する経過的な措置は令和11年3月31日までにを行う申請について適用されます。それ以降の申請には適用されませんので、ご注意ください（建設キャリアアップシステムに蓄積される「就業日数」「職長・班長としての就業日数」のみで評価を行うこととなります。）。

※具体的な経歴証明の方法等については、各能力評価実施団体における定めによることとなりますので、それぞれの能力評価実施団体の規定を確認してください。

(注) 令和6年3月31日までは、建設キャリアアップシステム利用開始後も、経歴証明のみで申請を行っていただくことも可能です。

8. 申請に必要な書類

能力評価の申請に当たっては以下の書類が必要となります（基本的な様式は別添のとおりです。申請書類や様式は職種によって異なる場合がありますので、各能力評価実施団体のホームページを必ず確認してください。

- ① （評価申請の対象となる建設技能者の）CCUS技能者登録画面の写し
- ② 能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書^{（注）}
- ③ 振込時の明細（※振込時の領収書等を添付）
- ④ 経歴証明書（※経歴証明の特例を活用する場合にのみ）
- ⑤ 個人情報利用同意書

(注) 能力評価とあわせて新たなレベルを反映した建設キャリアアップカードも交付されるため、評価の申請は、建設キャリアアップシステムの運営主体である一般財団法人建設業振興基金に対するカード交付申請とあわせて行っていただきます。

9. 申請後の手順等

申請を受けて、能力評価実施団体が、能力評価基準に基づき、評価を実施し、審査承認後、能力評価結果通知書交付及び評価結果による建設キャリアアップカードの発行いたします。

建設技能者の能力評価の申請 基本様式

[注意] これらは基本的な様式であり、実際に使用していただく様式は職種によって異なる場合がありますので、必ず該当する職種についての能力評価実施団体のホームページにて確認してください。

様式1 能力評価申請書兼キャリアアップカード(レベル2以上)交付申請書

様式2 経歴証明書 (所属事業者による証明)

様式3 経歴証明書 (1人親方などの方)

様式4 能力評価(レベル判定)結果通知書

(参考) 個人情報利用に関する同意書